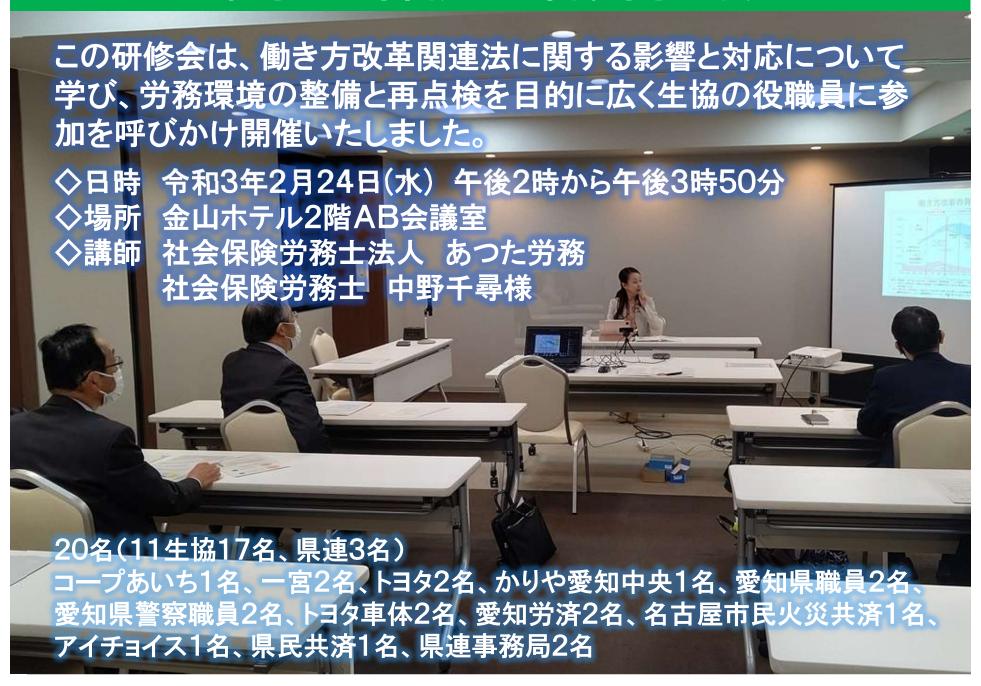
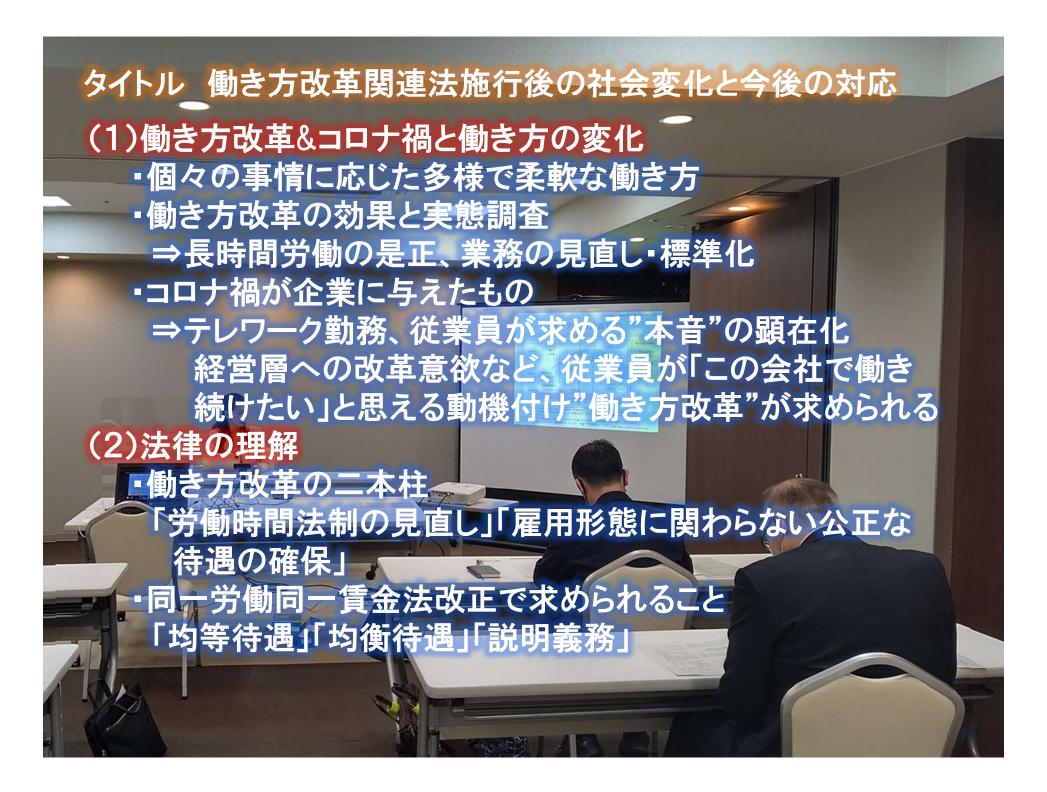
働き方改革関連法に関する学習会







タイトル 働き方改革関連法施行後の社会変化と今後の対応

(3)同一労働同一賃金対応方法

- •均等待遇
 - ⇒"職務の内容""変更の範囲"が全く同じならば、同じ待遇にする
- -説明義務
 - ⇒対象従業員から"待遇の相違""その理由"の説明を求められたら説明が必要

(4)中小企業のあるべき姿

- ・差がある場合は、不合理でない様になっていること
- ・有期、パートタイム規程は、正社員規程とは別に独立で
 - 作られていること
- ・契約書の「更新条項」が適切に表記されていること
- ・待遇の性質や目的が「誤解されない表現」で規程に記載 されている状態にすること
- ・説明が求められたときに、説明できるツールやスクリプトがあること